

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 60 年 3 月から 62 年 3 月まで

小さい子どもが 3 人いたので働くことができず、国民年金保険料を納付できないので、A 町（現在は、B 市）役場で自分が免除申請の手続をした。納付できないときには免除申請をし、納付できるときには夫婦二人分の保険料を納付していたのに、免除申請手続をしたはずの申立期間が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、働くことができず保険料を納付できないときには免除申請を行い、納付できるときには夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てており、申立期間①については、昭和 54 年 4 月の三女の入学を機に就職し保険料を納付し始めるまでは、毎年免除申請を行っていたとしているところ、記録上同年同月からの保険料納付が確認できることから、申立人の申立内容は信憑性が高いと考えられる。

また、オンライン記録では、夫が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和 47 年 11 月から申立期間①の直前である 53 年 3 月まで免除の記録がある上、申立人が就職するまでは申立人の生活及び経済状況に変化は無かったものと考えられることから、申立期間①については、申立人が国民年金保険料の免除申請を行い、承認されていたものとするのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は会社を退職したので保険料の免除を申請したと説明しているものの、具体的な時期及び手続の記憶に曖昧な点があ

ある上、オンライン記録では、昭和 60 年 3 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際に、国民年金への切替手続きを行えば記録されるはずの A 町の住所の記録は無く、その後 62 年に転居した C 市の住所が記録されていることから、申立人は同年まで国民年金の手続きを行っていなかったものと考えられ、申立人が当該期間において国民年金への切替手続きを行い免除申請を行った形跡はうかがえず、その夫の記録についても免除申請できない任意加入被保険者のままで強制加入被保険者への変更手続きが行われていないなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 46 年 3 月まで

昭和 44 年 11 月会社退職後、年を取ったときに年金がもらえるようにと、母が国民年金の加入手続をし、納付してくれた。納めるときに数か月分を一括で納めてくれたことを記憶している。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は 11 か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 46 年 6 月 18 日において過年度納付が可能な期間である。

また、申立人の国民年金加入手続をし、保険料納付をしてくれたとする母親は、昭和 36 年 4 月から 60 歳までの国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立期間直後の昭和 46 年 4 月から 5 月の申立人の国民年金保険料納付記録は、平成 19 年 1 月に未納から納付に記録訂正されているなど、行政機関における記録管理の不手際がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 9 月 1 日から 34 年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）C 工場における資格取得日に係る記録を 32 年 9 月 1 日、資格喪失日を 34 年 2 月 1 日とし、当該期間に係る標準報酬月額を 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 9 月 1 日から 35 年 9 月末まで A 社 C 工場に勤務していたにもかかわらず、オンライン記録では、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上司及び同僚のうち、申立期間において厚生年金保険の加入記録が継続している同僚は「申立人は A 社 C 工場に入社後 1 年から 2 年勤務していた。」と証言していることに加え、昭和 34 年 2 月 1 日以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚からは、申立人が勤務していたことをうかがわせる供述が得られなかったこと、及び申立人が所持している社員旅行の写真並びに当時の A 社 C 工場での業務内容に関する申立人の申述内容から、申立人は申立期間のうち、32 年 9 月 1 日から 34 年 2 月 1 日までの間、同社同工場に勤務していたことが認められる。

また、社員旅行の写真で名前が確認できる同僚のほぼ全員に A 社 C 工場での厚生年金保険の加入記録が確認できる上、申立人の上司は「当時は入社すれば正社員であり、現在のように臨時工とかパートとかは無かった。」と証言しており、同社同工場では当時ほぼすべての従業員が入社と同時に厚生年

金保険に加入していたと考えられる。

さらに、多くの同僚は入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致していると証言しており、A社C工場では入社と同時に厚生年金保険への加入手続がなされていたことがうかがえる。

加えて、前述で「申立人は当該事業所に1年から2年の間勤務していた。」と証言していた同僚も含め、申立人が勤務していたと証言している複数の同僚のうち、厚生年金保険の加入記録が確認できる者はいずれも当該期間において、加入記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年9月から34年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和34年2月1日から35年10月1日までの期間においては、前述より申立人が勤務していたと証言する同僚及び昭和34年2月1日以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚から、申立人の勤務に関する証言が得られなかったことに加え、A社C工場の後継事業所であるB社は「申立期間当時の人事記録、社会保険加入記録、賃金記録は残っておらず、申立人の勤務及び厚生年金保険料を給与から控除されていたか否かは不明である。」と証言していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、関連資料及び供述等を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和62年10月から平成元年9月までは26万円、同年10月から2年3月までは28万円、同年4月から同年12月までは32万円、3年1月から6年1月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年10月1日から平成6年2月5日まで

A社に勤務していた当時の給与から控除されていた厚生年金保険料の金額と比べて、オンライン記録にある標準報酬月額が正当なものではないと思われるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が保管する給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、昭和62年10月から同年11月までの期間、63年1月及び同年3月から同年7月までの期間は26万円、平成3年12月から4年5月までの期間、同年7月から同年9月までの期間、同年11月から5年7月までの期間及び同年9月から6年1月までの期間は30万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和62年12月、63年2月、平成4年6月、同年10月及び5年8月については、保険料控除額等を確認できる給与明細書及び申立事業所の賃金台帳が無く、実際の保険料控除額及び報酬月額がいずれも

確認できないものの、当該月の前後の給与明細書では、いずれの月においてもオンライン記録を上回る標準報酬月額に見合う保険料が控除されている上、給与から控除されている保険料額に基づく標準報酬月額を上回る報酬月額が支給されていることが確認でき、当該月においても前後の各月の給与明細書で確認できる保険料額と同額の保険料が控除され、当該保険料に基づく標準報酬月額を上回る報酬月額であったと推認できる。このことから、当該月の標準報酬月額については、昭和62年12月及び63年2月は26万円、平成4年6月、同年10月及び5年8月は30万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成元年10月から3年11月までの期間については、保険料控除額等を確認できる給与明細書及び申立事業所の賃金台帳が無く、実際の保険料控除額及び報酬月額がいずれも確認できないものの、申立人が保管する預金通帳に記載されている給与振込額が、オンライン記録にある当該期間の標準報酬月額よりも高い金額となっており、毎月の振込金額にあまり増減が無く、給与明細書が提出された月の支給内容及び厚生年金保険料等の控除額を考慮すると、オンライン記録を上回る標準報酬月額に見合う保険料が控除されていると推認できる。この推認される保険料控除額から、当該期間の標準報酬月額については、元年10月から2年3月までは28万円、同年4月から同年12月までは32万円、3年1月から同年11月までは30万円とすることが妥当である。

加えて、申立期間のうち、昭和63年8月から平成元年9月までの期間については、保険料控除額等を確認できる給与明細書及び申立事業所の賃金台帳が無く、実際の保険料控除額及び報酬月額がいずれも確認できない上、預金通帳等給与振込額を確認できる資料も無いが、申立人から提出された当該期間前後の給与明細書の支給内容から、申立期間の当初から退職時まで恒常的にオンライン記録を上回る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる上、毎月の報酬月額及び保険料額は一定期間継続してほぼ同額となっていることが確認できる。このことから、当該期間について、その直前の報酬月額及び保険料控除額が継続していたものと推認でき、当該期間の標準報酬月額については26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では、申立期間当時の社会保険関係資料及び賃金台帳を保管しておらず、当時の状況は不明であるとしているが、給与明細書等において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額または保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

山梨厚生年金 事案 327

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 44 年 3 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 9 月 1 日から 45 年 7 月 21 日まで A 社に 1 日も休まず勤務していた。この間、厚生年金保険料を毎月の給料から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に 1 日も休まず勤務していたと主張しているところ、申立期間当時の事業主の家族及び複数の元従業員の証言から、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるものの、記憶が不確かなため、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、当該事業所は、当時の事業主が死亡後、事業内容が変わり、申立期間当時の資料は廃棄されているとしており、前述の従業員からも証言を得られないことから、申立人の勤務実態や申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる供述及び関連資料等を得ることはできなかった。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、このほか申立人の申立期間に係る保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。